

会社法と相続税制の調和をめざして

—延納・物納・納税猶予制度の問題点—

齋 藤 孝 一

はじめに

新会社法において、公開会社とは、「発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社をいう」（会社法2条5号）と定義された。従来、株式を上場している会社を一般的に公開会社といってきたが、公開会社が、会社法上に正式に定義されたので、上場会社と公開会社とは区別して使わなくてはならない。

従来、「公開会社」との対比で、「閉鎖会社」と一般的に称されていた株式会社は、「その発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について、株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けている株式会社をいう。」と定義される。これを会社法では、「公開会社でない会社」と条文上表現しているが、本稿では以下、「非公開会社¹」ということとする。

従って、株式のうち1株でも譲渡制限を外すと、会社法では公開会社となり、次の1及び2において述べる会社法に定める非公開会社の特性に配慮した数多くの規定を享受できなくなるのである。

租税法では、延納等を受ける際の国への担保提供等にあたり、非公開会社に対して譲渡制限を外して公開会社になることを要求し、加えて新会社法施行後の株券不発行時代にもかかわらず株券発行を強要している。

さらに、会社法において「持分会社」の意思決定は、定款で別段の定めをしない限り、社員の頭数主義でなされるのが原則であるところ、持分会社の出資持分の納税猶予に係る租税法条文においては、係る別段の定めをしている持分会社を予め前提にしており、課税要件法定主義と納税者の予測可能性を害しているといえる。本稿では、これらの問題点を明らかにし、解決へ向けての提言を行うものである。

1. 新会社法における非公開会社特有の規定

新会社法の特徴は、旧有限会社法を取り入れたことから、非公開会社の特性に配慮した簡便的な取扱いを定めた規定が数多く置かれている²。

例えば、①非公開会社における設立時発行株式総数の4分の1規制の不適用（会社法37条3項但書）、②非公開会社における取締役・監査役選任権付種類株式の定め（会社法108条1項9

¹ 江頭憲治郎『株式会社法』672頁（有斐閣、第3版、2009年）では、「全株式譲渡制限会社」と命名されている。

² 齋藤孝一＝牧口晴一『非公開株式譲渡の法務・税務』507頁～524頁（中央経済社、第3版、2011年）。

号)、③非公開会社における属人的種類株式の定め(法109条2・3項)、④非公開会社の発行可能株式総数増加の緩和(会社法113条3項)、⑤非公開会社の議決権制限株式の発行限度額の緩和(会社法115条)、⑥非公開会社における相続人等からの自己株式取得の特則(会社法162条)、⑦非公開会社における募集株式の株主割当て(会社法202条)、⑧非公開会社における株券の発行(法215条4項)、⑨非公開会社における株主総会招集通知期限の緩和(会社法299条1項)、⑩非公開会社における機関設計(会社法326条～328条)、⑪非公開会社における取締役・会計参与・監査役の資格と任期の特例(会社法331条～332条、会社法334条～336条)、⑫非公開会社における会計限定監査役の定め(会社法389条)、⑬非公開会社における注記表の簡便化(会社法435条→会社計算規則98条2項1号)などである。

特に、相続に関連する前述⑥「非公開会社における相続人等からの自己株式取得の特則」の規定は、中小企業団体からの強い要望³に応じて措置された規定であり公開会社になると適用できないこととなる。

また、中小企業の決算業務に直結するのは、最後に記した⑬「非公開会社における注記表の簡便化」である。公開会社になると、計算書類の注記事項が大幅に増加することとなる。次に、これについて述べる。

2. 会社計算規則で規定されている注記事項

会社法435条2項において、「株式会社は、法務省令(会社法施行規則116条2項、会社計算規則59条3項)で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令(会社法施行規則116条2項、会社計算規則59条1項〈株主資本等変動計算書及び注記表〉)で定めるものをいう。)及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。」と規定している。

そして、注記表の内容は、会社計算規則98条1号から19号に規定されている。

以下、会計監査人設置会社以外の会社にあつては注記不要な事項は(有価証券報告書提出不要会社)・(有価証券報告書提出会社)と記載し、非公開中小会社でも注記しなければならない事項は無印で記載し、中小会社で公開会社になると無印に加えて注記しなければならない事項を追加と記載する。

従って、株式のうち1株でも譲渡制限を外すと、追加と記載された注記事項を新たに注記しなければならないこととなり、中小会社にとってかなりの負担となる。

- 1号 継続企業の前提に関する注記(大会社で有価証券報告書提出不要会社)
- 2号 重要な会計方針に関する注記
- 3号 会計方針の変更に関する注記
- 4号 表示方法の変更に関する注記
- 5号 会計上の見積りの変更に関する注記(大会社で有価証券報告書提出不要会社)
- 6号 誤謬の訂正に関する注記

³ 「中小企業における円滑な事業承継等のため、特に強い実務上の要望が寄せられ、実現することとされた制度である。」相澤哲編『立案担当者による新・会社法の解説』別冊商事法務295号44頁(2006年)。

- 7号 貸借対照表に関する注記 **追加**
- 8号 損益計算書に関する注記 **追加**
- 9号 株主資本等変動計算書に関する注記
- 10号 税効果会計に関する注記 **追加**
- 11号 リースにより使用する固定資産に関する注記 **追加**
- 12号 金融商品に関する注記 **追加**
- 13号 賃貸等不動産に関する注記 **追加**
- 14号 持分法損益等に関する注記（有価証券報告書提出会社）
- 15号 関連当事者との取引に関する注記 **追加**
- 16号 1株当たり情報に関する注記 **追加**
- 17号 重要な後発事象に関する注記 **追加**
- 18号 連結配当規制適用会社に関する注記（大会社で有価証券報告書提出不要会社）
- 19号 その他の注記

3. 株券発行に係る会社法の規定

新会社法の施行により、同法214条に、株式会社は「株券を発行する旨を定款に定めることができる。」と規定され、株券の発行は不発行とすることが原則的取扱いとなった。株券発行を定款に定めた場合には、株券発行会社（会社法117条6項）となり登記しなければならない（会社法911条3項10号）。

もともと、新会社法施行前から存在する株式会社は、株券の発行をしなければならなかったもので、商業登記簿に株券発行会社として登記されていなかったが、新会社法施行後は、登記官の職権で「株券発行会社」と登記されている。

従って、新会社法施行前から存在する株式会社は、新会社法施行後に株券を不発行とする定款変更を行い株券発行会社の抹消登記をした株式会社を除いて、自動的に株券発行会社となっているのである。

株券発行会社であっても、非公開会社の場合には、株主からの株券発行の請求がある時までには、株券を発行しなくてもよいので（会社法215条4項）、ほとんどの非公開会社は株券を発行していないが、株主には株券発行請求権があるので、株券が引き出される可能性があるのは否めない。

たとえ譲渡制限株式でも、株式の譲渡は自由であるので（会社法127条）、会社が知らぬ間に第三者に株券が譲渡されてしまう可能性がある。株券発行会社の株式の譲渡は株券を交付しなければ、その効力を有しないとされ（会社法128条）、また、株券の占有者は当該株券に係る権利を適法に有するものと推定するとされている（会社法131条1項）。

このように、非公開会社にあっては、株券発行会社にしておくメリットは一つもないのである。よく、「裏社会」に株券が流れ、取得承認請求権が行使（会社法137条）されてトラブルになる事件が起きていることは見逃せない。

譲渡制限が付されていても、株券発行請求により、株券が引き出され、第三者がそれを占有するという事態を防止するためにも、株券不発行は絶対に必要である。また、適正な株主からの譲渡等承認請求があった場合にも、株券発行会社でない場合には、「株券の供託」手続が不

要となり（会社法141条3項、142条3項）、事務手続の簡便化が可能なのである。

株券不発行会社であれば、会社の知らぬ第三者に株券が譲渡されることもなく、会社法上の株券供託手続も不要となるので、非公開会社にあつては、株券不発行にすべきなのである⁴。

4. 相続税制における「物納」「延納」「納税猶予」の適用における株式譲渡制限、株券発行並びに持分会社の議決権をめぐる問題

(1) 物納における「取引相場のない株式」の取扱いと問題点

現行の取扱いでは譲渡制限株式は、物納不適格財産に該当するため、物納するためには譲渡制限の解除が要件とされている（相続税法施行令18条2号ロ）。他方、非上場株式の物納に際しては、株券の提出は条件とされておらず、株主名簿の写しなど所定の書類の提出が必要とされている（相続税法施行規則22条2項5号イロハニ）。

物納にあたり、譲渡制限を外すと公開会社になってしまい、会社法上の問題が顕在化してしまう。収納後は競争入札が行われるのが原則とはいえ、実質的に購入するのは、当該株券発行会社か関係当事者と予測されることから、全くの第三者が応札した場合に限り、譲渡制限を外す旨の「確約書」の提出をもって、譲渡制限株式のままで物納に充てることができるとする税制上の措置を講ずる必要性があろう。

(2) 延納における「取引相場のない株式」の取扱いと問題点

現行の取扱いでは延納の担保は、株式等の有価証券については税務署長等が処分確実と認めるものと規定し（国税通則法50条）、さらに株式は上場株式に限定している（国税通則法基本通達50-1(4)）。しかし、取引相場のない株式については、譲渡制限があるなど処分性が困難な場合が多いものの、中小企業者の納税の円滑化をはかる観点⁵から、担保として認める取扱いをしているが（相続税法基本通達39-2）、譲渡制限が付された株式については、実務上担保不適格として取扱い、担保提供に際しては譲渡制限の解除を求めている⁶。

また、取引相場のない株式を担保提供する場合には、株券供託が要求されており（国税通則法施行令16条1項）、供託書の正本を所轄税務署長に提出しなければならないとされている（相続税法39条1項、相続税法施行規則20条2項1号ハ）。このように、株券の発行が要求されており、株券発行会社とならざるを得ない規定になっている。

従って、納税猶予における譲渡制限株式の担保提供と同様の譲渡制限を付したままの担保提供と持分会社の納税猶予の担保提供（租税特別措置法施行令40条の8第3項、同施行規則23条の9第1項1号、同施行令40条の8の2第5項、同施行規則23条の10第3項1号）と同様の「質権設定承諾書」の税務署長への提出をもって、取引相場のない株式についての担保提供を認める措置を講ずる必要があろう。

⁴ 上場会社では、平成21年1月1日より、すべての会社が株券不発行会社となっている。

⁵ 黒坂昭一『相続税延納・物納の実務』96頁（大蔵財務協会、2011年）。

⁶ 加藤千博編『平成22年版 相続税法基本通達逐条解説』525頁（大蔵財務協会、2011年）。

(3) 納税猶予における「取引相場のない株式」の取扱いと問題点

現行の取扱いでは譲渡制限株式であっても贈与税額、相続税額に相当する担保の提供がされたものと見なす（租税特別措置法関係通達70の7-32、同通達70の7の2-33）とされ、譲渡制限を解除せずに担保提供が可能となっており、譲渡制限の問題は解決されている。

しかし、株券発行については、上記の延納と同様に株券の供託手続を必要としている（国税通則法施行令16条1項）。従って、持分会社の納税猶予の担保提供の取扱いと同様の「質権設定承諾書」の税務署長への提出をもって、担保提供を認める措置を講ずることにより、株券発行問題に対処しうるのである。

(4) 持分会社の出資持分の物納・延納・納税猶予の取扱いと問題点

新会社法の施行により、設立コストが低廉で、新規創業に適しているとの理由から、新しい会社組織としての合同会社が活用されている。他方、従来の合名・合資会社も創業年次の古い老舗企業が多く、これまで存続し続けていることは、絶えざる経営革新が行われている証左である。合名・合資の屋号は老舗ブランドイメージを有している。しかしながら、持分会社の出資持分についての物納・延納制度が整備されていないがゆえに、単に相続税の納税対策のために、会社法上の組織変更をするというのは社会的損失と言えよう。

そこで、持分会社の出資持分についても、納税猶予制度と同様に、取引相場のない株式に準じて、物納・延納が可能のように、相続税制の整備を行うことが必要であろう。

次に、持分会社出資持分の贈与税・相続税の納税猶予規定の問題点について述べる。租税特別措置法70条の7【非上場株式等についての贈与税の納税猶予】を題材に、議決権規定について検証してみたい。

同条1項は、「認定贈与承継会社の代表権を有していた個人として政令で定める贈与者（下記①）が経営承継受贈者（同②）に当該認定贈与承継会社の出資の贈与をした場合において、当該贈与が次の各号に定める贈与（同③）であるときは、当該経営承継受贈者の当該贈与により納付すべき贈与税額のうち、当該贈与の時ににおける当該認定贈与承継会社の出資の総数又は総額の3分の2に達するまでの部分に係る納税猶予分の贈与税額については、当該贈与者の死亡の日まで納税を猶予する。」と要約しうる。

①政令で定める贈与者と議決権の表現（租税特別措置法施行令40条の8第1項）

贈与の時ににおいて、認定贈与承継会社の代表権を有していた者で次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- i 当該贈与の時ににおいて、当該個人と当該個人の特別関係者が有する持分にかかる議決権の数の合計が、当該認定贈与承継会社の総議決権数の100分の50を超える数であること。
- ii 当該贈与の時ににおいて、当該個人が有する認定贈与承継会社の出資に係る議決権の数が、当該個人と特別の関係者を有する者（経営承継受贈者となる者を除く。）のうち、筆頭議決権を有すること。
- iii 当該贈与の時ににおいて、業務執行社員でないこと。

②経営承継受贈者と議決権の表現

贈与者から贈与により認定贈与承継会社の出資を取得した個人で、次に掲げる要件の全てを満たす者をいう。

- i 当該個人が当該贈与者の親族であり、かつ、当該贈与の日において20歳以上であること。
 - ii 当該贈与の時ににおいて、当該個人及び当該個人と特別の関係がある者の有する当該認定贈与承継会社の出資に係る議決権の数の合計が、当該認定贈与承継会社に係る総議決権数の100分の50を超える数であること。
 - iii 当該贈与の時ににおいて、当該個人が有する当該認定贈与承継会社の出資に係る議決権の数が、当該個人と特別の関係がある者のうち、筆頭議決権を有すること
- ③次の各号に定める贈与
- i 当該贈与の直前ににおいて、当該贈与者が有していた当該認定贈与承継会社の出資の数又は金額が、当該認定贈与承継会社の出資の総数又は総額の3分の2から当該経営承継受贈者が有していた当該認定贈与承継会社の出資の数又は金額を控除した残数又は残額以上の場合……当該控除した残数又は残額以上の数又は金額に相当する持分の贈与
 - ii 前号に掲げる場合以外の場合……当該贈与者が当該贈与の直前ににおいて有していた当該認定贈与承継会社の出資の全ての贈与

持分会社については、会社法第三編に575条から675条までの規定が置かれている。持分会社の社員は、定款に別段の定めがある場合を除き、持分会社の業務を執行する（会社法590条1項）とし、社員の独任性を原則としており（会社法590条3項）、また、社員が2人以上ある場合には、定款に別段の定めがある場合を除き、社員の過半数をもって決定するとされている（会社法590条2項）。さらに、特別に業務を執行する社員を定款で定めた場合で係る社員が2人以上あるときは、定款に別段の定めがある場合を除き、持分会社の業務は、業務執行社員の過半数をもって決定するとされている（会社法591条1項）。

このように、持分会社の業務の意思決定は、定款に別段の定めを置かない限り、社員の頭数主義となっている。しかしながら、租税特別措置法の関係条文の規定は定款で出資額に応じて議決権を有するという定款に別段の定めを置く持分会社が前提となっているといえよう。とするならば、係る関連租税法条文において、「持分会社にあっては、定款において別段の定めとして、出資額に応じた議決権の定めを置いている持分会社に限る」という規定を明確に定めるべきであろう。

このような会社法との齟齬に気づいてか、「持分会社の場合には、原則1人1議決権であるが、定款によりその内容は自由に定めることができる（会社法590条①）。例えば、『出資額10,000円つき1議決権を有する。』とすることや『●●の議決権については、◎◎の事項に限る。』等さまざまな類型の議決権が可能である（中略）ので、定款の内容に応じて『議決権の制限のない株式等』に該当するかを判定することとなる。」という課税要件に関する重要な事項が、資産税課情報⁷で明らかにされたが、課税要件法定主義という租税法の根本にかかる問題であり、かつ納税者の予測可能性の確保という観点から、法律条文にて明らかにすべきであろう。

以上。

⁷ 平成21年7月9日付資産税情報第13号第1号【措置法第70の7関係】1. 贈与税の納税猶予の対象となる非上場株式の意義（70の7-1）の（説明）4において、本文に記載した情報を提供している。